

令和2年度診療報酬改定(栄養関連分野)のポイント

～栄養情報提供加算について～

令和2年度診療報酬改定では管理栄養士が関わる業務について多岐にわたる改定がありました。その中でも、多くの病院で働く管理栄養士に関連がある栄養情報提供加算のポイントをまとめてみました。

栄養情報提供加算とは入院時栄養食事指導料を算定している患者について、退院後の栄養・食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文章を用いて患者に説明し、これを他の医療機関や介護老人福祉施設等の医師又は管理栄養士と共有した場合に入院中1回に限り栄養情報提供加算として50点を所定の点数に加算するとあります。また、入院中の栄養管理に関する情報としては必要栄養量・摂取栄養量・食事形態(嚥下食コードを含む)・禁止食品・栄養管理に係る経過等が挙げられています。

ポイント1 様式は示されていない

入院中の栄養管理に関する情報としては必要栄養量・摂取栄養量・食事形態(嚥下食コードを含む)・禁止食品・栄養管理に係る経過等で特に様式は示されていないため、必要事項が適切に記載されていればこれまでの栄養情報提供書を使用又は改変して使用することができます。

ポイント2 入院時栄養食事指導料に上乗せされる加算である

入院時栄養食事指導料と栄養情報提供加算は別々のものではなく、入院時栄養食事指導料に上乗せされる加算です。栄養情報提供加算を算定するときは、退院後の栄養・食事管理について指導する入院時栄養食事指導の時期になります。

ポイント3 入院時栄養食事指導料が算定できない病棟では栄養情報提供加算は算定できない

地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟入院料2～6のように入院時栄養食事指導料が包括されている病棟では栄養情報提供加算は算定できません

ポイント4 退院時共同指導料2は別に算定できない

栄養情報提供加算を算定する場合、退院時共同指導料2は別に算定できません

ポイント5 入院患者さんが転院する場所にも注目

栄養情報提供加算を算定する場合、入院患者さんが転院する先に医師や管理栄養士がいることが必須になります。

以上、栄養情報提供加算についてまとめてみましたがいかがでしょうか?医師からの指示による栄養食事指導と違い、栄養情報提供加算が算定できるかどうかを医師、看護師、地域連携担当の職員等との連携を密にする必要があるかと思います。入院患者さんの退院後の動向を確認していくということで、算定に手間がかかることもありますが、病院管理栄養士が地域包括ケアを担う意味では大変重要な加算でありますので積極的に栄養情報提供加算を算定しましょう。

(文責 医療 内菌雅史)